## 大仙市がんばる商店等支援事業費補助金(令和7年度)

商店と消費者との交流関係を保ち、消費者の利便性や購買意欲を高めるような事業を自主的に行う商店等の団体に対し補助金を交付することにより各商店の魅力を向上させながら、市内における購買力の底上げと消費拡大を図ります。

- 1 補助対象団体
- (1) 商店街団体
- (2) 商店街団体で構成される団体と他の商店で構成される団体
- (3) 複数の商店街団体で構成される団体
- (4) 複数の商店街団体で構成される団体と他の商店で構成される団体
- (5) 3店舗以上の商店で構成される団体で、市長が適当と認めるもの

【商店で構成される団体】

チェーン店のみで構成される団体を除く。

## 【商店街団体】

大規模小売店舗立地法に規定する店舗のみで構成される団体を除く。

## ※1団体につき、年度内に1回のみ

- 2 補助対象事業 及び経費
- (1) 補助対象経費の総額が10万円以上の事業
- (2) 商店等の活性化に繋がるイベントの開催・定期市の開催・オリジナル商品の開発・ 専門家を招致しての勉強会や商品券発行事業等を実施する場合に実施団体が 自ら負担する経費
  - ① 商品販売、商品券発行、イベント等の開催に係る事務的経費 [賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、 役務費(手数料、検査料、保険料、広告料)、借上料、仮設工事費、 原材料費]
    - ※注)報償費は、観覧を無料とする催し物の出演者に対する出演謝金及び 勉強会の開催に係る専門家に対する謝金に限る。
  - ② サービスの提供に係る経費 [商品販売に伴う抽選会景品代]
  - ③ **商品券発行に伴う割増経費相当分に対する経費** 「割増付共通商品券の額面超過相当額」
- 3 補助金の額
- 「2 補助対象事業」の事業費中の補助対象経費の内、
- ①商品販売、商品券発行、イベント等の開催に係る事務的経費及び
- ②サービスの提供に係る経費については、補助対象経費の2分の1で限度額30万円

③商品券発行に伴う割増経費相当分に対する経費については、 補助対象経費の5分の4で限度額50万円

- ※補助対象経費は税抜
- ※補助金額の1,000円未満の端数は切り捨て
- 4 申請書類

補助金等交付申請書、補助事業等計画書、会員名簿等

- ※様式は当課にございますので、一度ご相談にお越しください。
- 5 申請期間

令和7年4月1日から翌年2月末日まで

※補助申請額の総額が予算額に達した場合、当該年度の補助申請受付を終了する場合がございます。お早めにご相談ください。

6 お問い合わせ

大仙市役所経済産業部商工業・若者チャレンジ振興課

TEL:0187-63-1111(内線266) MAIL:shoko@city.daisen.lg.jp